

障害者活躍推進計画

機関名	飯能市教育委員会
任命権者	飯能市教育委員会
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
障害者雇用に関する課題	飯能市教育委員会においては、法定雇用率以上を達成しているが、採用活動については飯能市市長部局が一括して行っている。今後も人事異動が想定されるが、法定雇用率の達成をはじめ、障害のある職員の働きやすい環境の整備を進めていく必要がある。

目標

①採用に関する目標	【実雇用率】 （各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：7.35% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。 ○障害者職業相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○人事異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○人事評価の面談等を活用し、定期的に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

<p>(2)その他の人事 管理</p>	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	